

1. 議事日程（第 2 2 日目）

日程第 1 総務産業常任委員長報告

- (1) 議案第 4 4 号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 4 5 号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 5 1 号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第 4 6 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 4 7 号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 4 8 号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 4 9 号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第 5 0 号 令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- (2) 議案第 5 2 号 令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 4 議案第 5 3 号 財産の取得について

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14 名）

議長 嶋元 秀司

1 番 田 寄 清勝	2 番 柳 本 初喜	3 番 北 垣 洋
4 番 井 手 口 隆 光	5 番 何 川 誠	6 番 塩 田 真 一
7 番 何 川 雅 彦	8 番 宮 下 昌 子	9 番 西 本 輝 幸

10番 高橋 健 11番 田中 万里 12番 桑原 千知
13番 田中 辰夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾
教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
参 事	荒木 莉佐	主 事	松田俊太郎

開議 午前10時00分

○議長（嶋元 秀司議員） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

本日、本会議の開催に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員長報告をいたします。

本日6月23日、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は、議案1件です。審査の結果、全議案を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議案審議について御説明いたします。

議案第５３号は、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第 １ 総務産業常任委員長報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第１、総務産業常任委員長報告。

さきの本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました議案第４４号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか２件を議題といたします。総務産業常任委員長から、審査の経過並び結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（田中 万里議員） おはようございます。

総務産業常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、６月１３日に委員会を開き、審査を行いましたので、経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第４４号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、改正の概要として、妊娠・出産等について申出をした職員等に対し、意向確認を行うとあるが、具体的にどのような確認を行うのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、妊娠・出産時や育児期の職員に対し、育児と仕事の両立支援制度の利活用について意向を確認するものであると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第４４号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４５号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、改正前と後で具体的にどのように変わるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現行の１日２時間以内で休みを取得できる制度と、今回追加する１日２時間を超え、また１日単位で年間１０日まで休みが取得できる制度を選択することが可能となると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第４５号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上が、本委員会で審査をした内容でありますので、よろしく御協議頂き、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、総務産業常任委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、総務産業常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告のありました案件について、順次、採決いたします。

議案第44号、上天草市の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第45号、上天草市の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第51号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 文教厚生常任委員長報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 2、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第 4 6 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか 3 件を議題といたします。文教厚生常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知議員） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、6 月 1 6 日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第 4 6 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 7 号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 8 号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、提案理由として、人口減少による患者数の減少及び過疎化により医療従事者不足によるものとあるが、患者数の減少の要因には、医師不足が大きな要因と考えるのではないかと。また、病床数を減らすことにより、救急医療や新型コロナウイルス時也十分に対応できないのではないかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在の常勤の医師は、歯科を除き、最も多かった平成 2 1 年から比較すると、8 名少ない 1 3 名。また、看護師については、平成 2 6 年から比較すると、1 0 名減少しており、今回の条例改正は、現在の人員で対応できる病床数に見直すもの、また、救急医療及び新型コロナウイルス感染症への対応については、現在の医師で対応できており、外科の場合には、天草圏内の機関と連携を図りながら迅速に対応していると答弁がありました。

このような審査を経まして、議案第 4 8 号は、採決により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 4 9 号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、本市のいじめの件数は減少傾向にあるが、なぜ、今、改正されるのかと質疑がありました。これに対して、執行部から、本市では減少傾向にあるが、県内では横ばいの状況であり、市として、いじめ問題への強化及び組織の充実を図るため改正するものと答弁がありました。

このような審査を経まして、委員会では、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議頂き、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、文教厚生常任委員会に付託しました案件について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、宮下昌子議員。

○8番（宮下 昌子議員） 議案第48号、上天草病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

今回の改正は、病床を削減する条例改正です。その理由として、人口減少による患者数の減少及び過疎化による医療従事者の不足を挙げられています。しかし、質疑の折に、医師不足が大きな要因ではないかとただしましたが、過去10年間で8人減少していると答弁されました。外科は、昨年3月から1年以上休診となっています。患者数の減少は、人口減少はもちろん要因の一つだとは思いますが、医師不足が大きな要因ではないかと私は思います。特に、外科は、救急医療にも関係してきます。

今回の病床削減は、国が社会保障費を減らす目的に、病床を削減する病院には、1床当たり400万円の給付金を出すという病床数適正化支援事業によるものです。国のやり方には大きな問題があると思います。

今後、コロナのような感染症がまたいつ発生するか分かりません。病床を削減することで、救急医療に対応できるのかといった心配もあります。コロナを経験して、教訓としなければならないのは、必要な病床、必要な人員など医療資源が足りずに十分な対応ができなかったことです。医療体制の強化こそ必要であり、病床削減をするべきではないと考えます。国に対しても、引下げられた診療報酬を引き上げろ、物価高に見合う支援をと要望すべきです。

自治体病院の役割は、行政や医療機関、介護施設などと連携し、地域に必要な医療を公平公正に提供し、住民の命と健康を守り、地域の発展に貢献することであり、地域医療を守る自治体病院の役割は大変大きいものがあります。病床削減は、それに逆行するものです。よって、この議案には反対いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、賛成の討論はありませんか。

10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） 賛成の立場で発言をしたいと思います。

昨今の人口減少や医師及び看護師の確保は、今後、ますます苦しくなると思います。しかしながら、人員基準をクリアするためには、病床数を確保するためには、人員基準を確保しなければなりませんし、そのためにかかる費用も今からたくさん必要になってきます。今の現状を考えた場合は、この病床減少というのは致し方ないと考えております。しかしながら、宮下議員が発言されたように、診療報酬の削減に関しては、今後、国に要望していくというのは、引き続きやっていかなければならないことだとは思いますが、この議案につきましては、賛成といたしますので、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、反対の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） その他の議案に対し、討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告のありました案件について、順次、採決いたします。

議案第46号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第47号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第48号、上天草市病院事業の設置等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶋元 秀司議員） 起立多数です。

したがって、本案は可決することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第49号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一

部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 予算決算常任委員長報告

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第3、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第50号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第3号）ほか1件を議題といたします。予算決算常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（宮下 昌子議員） 予算決算常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第50号ほか1議案について、去る6月18日に予算決算常任委員会を開き、各分科会会長報告を受け、内容について審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第50号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、各分科会会長から、次のような審査内容が報告されました。

まず、総務部所管について、委員から、機械器具費非常用発電機151万8,000円について、購入予定の発電機のワット数は、また、購入後の保管場所はと質疑がありました。これに対し、執行部から、2,500ワットの発電機を想定している。保管場所は、各避難所を所管する消防団の格納庫に保管する予定であると答弁がありました。また、委員から、非常用発電機の点検及び取扱いに関する訓練について、どのような計画かと質疑がありました。これに対し、執行部から、発電機を保管する消防団において、毎月の点検時及び出水期前には、稼働確認を行っていただく予定と答弁がありました。

次に、委員から、参議院議員選挙事務事業の費用弁償40万8,000円について、当初予算に計上が漏れていたということだが、原因と今後の対策はと質疑がありました。これに対し、執行部から、本事案が発生した原因は、確認体制の甘さに起因するものであると考えている。確認体制を強化するとともに、課内への意識共有を図ったところと答弁がありました。

次に、企画政策部所管について、委員から、地域おこし協力隊個人プロジェクト型業務委託料365万円について、地域エネルギー会社の設立に当たりキーマンが必要とあるが、具体的にどのような業務内容で、どのようなスキルや経験を持つ人を採用されるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、主な業務内容として、地域エネルギー会社内部の事務や上天草市の脱炭素の取組についての啓発を想定している。したがって、対外的に上天草市の取組を説明できるよ

うな人材を採用したいと答弁がありました。

次に、委員から、地域おこし協力隊活動報償費57万5,000円について、地域おこし協力隊の目的に定住定着があると思うが、現状はどうなっているかと質疑がありました。これに対し、執行部から、平成25年度から現在までに27名の方が着任されている。そのうち21名の方が定住されている状況と答弁がありました。

次に、経済振興部所管について、委員から、地域おこし協力隊活動報償費30万円について、地域おこし協力隊は、上天草市に残ってもらうことも目的の一つだと思うが、状況はと質疑がありました。これに対し、執行部から、令和7年3月31日に任期満了で退任された方が、維和島に定住して起業をされている。地域に根差した活動を続けていただくために支援を行うと答弁がありました。

次に、委員から、農地利用効率化等支援交付金1,130万4,000円について、18ヘクタール分の飼料米を生産するということだが、水源は問題ないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、阿村干拓地の水源としては、教良木土地改良区の用水を使用する予定としている。必要に応じて、水道局と協議連携して対応すると答弁がありました。

次に、委員から、阿村干拓地においては、令和7年度から8年度にかけて基盤整備事業が計画されているが、担い手となる後継者の状況はと質疑がありました。これに対し、執行部から、阿村干拓組合では、20代の方が1名オペレーションなどの手伝いをされている。その方も含め、地域と協議しながら計画を進めていくと答弁がありました。

次に、委員から、水産基盤整備交付金事業漁港漁場整備分補助金19万3,000円について、天草漁協が自然石投入を行うとのことだが、どこに投入するのか。また、以前は魚礁を投入していたが、割れたり海底が緩く埋没したりするため、定期的に実施しないと効果が得られないと考えるが、何年くらい行われるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、自然石投入については、毎年行われており、今年度は維和の蔵々地区で行われる。これまで樋島や姫戸地区で定期的に行われており、毎年、順次、実施しているところ。漁協は、これまで効果検証を行っていないので、水中ドローンを活用するなど、その後のモニタリングを実施するよう指導してまいる。その結果、さらに追加で自然石投入が必要であれば、支援してまいりたいと答弁がありました。また、委員から、投入された自然石には、藻がついたり、魚が集まるが、漁業者が投網の網を引っかけたりすると、魚が寄りつかなくなるので、そういったことがないように徹底していただきたいと質疑がありました。これに対し、執行部から、漁協に対して、指導、周知を図っていくと答弁がありました。

次に、建設部所管について、委員から、樋島大橋修繕代行事業負担金1,865万円について、樋島大橋については、国の直轄診断の結果、どのような診断だったのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、直轄診断の結果は、吊り橋の主ケーブル及び主塔部分に腐食が見られ、老朽化が進んでいるという結果であったと答弁がありました。

次に、委員から、交通遮断機設置工事769万6,000円について、野釜大橋及び樋島大橋に設置さ

れるということだが、これまで年に何回程度交通規制を実施しているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、昨年度は、それぞれ1回ずつ交通規制を行っている」と答弁がありました。また、委員から、樋島大橋の樋島側には、道路の幅員が狭いため遮断機が設置できないということだが、どのように対応するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、セーフティーバーを活用するなど簡易的に交通規制を行う形で対応する予定と答弁がありました。

次に、健康福祉部所管について、委員から、eスポーツ事業について、先進地では、どのような効果が得られているのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、先進地の美里町では、出前講座として各施設を巡回し、UD e スポーツ体験を実施しており、認知機能等を測定しながら、認知度が下がらないような取組を行っている」と答弁がありました。また、委員から、UD e スポーツ認定指導者研修受講料について、eスポーツ拠点施設の支援員にUD e スポーツ認定指導者の資格を取得することはできないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、今後、検討していくとの答弁がありました。

また、委員から、ケアプランデータ連携システムについて、来年度以降のランニングコストは、どのようになるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、各事業所へ補助金を交付し、整備するもので、来年度以降は、事業所で通信費等を負担し、市の費用負担は発生しないと答弁がありました。

このような審査を経まして、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、令和7年度一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、慎重に審査しました結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議頂き、御賛同くださいますようお願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出をすることと決定しましたことも併せて御報告いたします。

以上で、予算決算常任委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） これで質疑を終わります。

これから予算決算常任委員会に付託しました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について採決いたします。

議案第50号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（嶋元 秀司議員） 議案第52号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第53号 財産の取得について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第4、議案第53号、財産の取得についてを議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、財産の取得についてのその他議案1件を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

議案第53号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 追加その2の議案書の1ページをお願いいたします。

議案第53号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、上天草市消防設備等整備事業計画に基づき、小型動力ポンプ4台、普通車の小型動力ポンプ積載車5台及び軽自動車の小型動力ポンプ積載車2台を取得するものでございます。

取得の相手方は、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社で、取得金額は4,452万9,100円でございます。

議会最終日の追加提案となりましたので、内容について少し補足させていただきます。

内訳につきましては、小型動力ポンプが1台当たり217万3,600円の4台、普通自動車の積載車が1台当たり557万5,900円の5台、軽自動車の積載車が1台当たり397万7,600円の2台で、入札時の予定価格は4,648万2,700円、落札率は95.8％となっております。

ポンプ及び積載車の配置につきましては、購入から25年が経過するものについて、故障の度合いなど優先度を勘案した更新計画により配置することとしております。

提案の理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

議案第53号、財産の取得について質疑はありませんか。

8番、宮下昌子議員。

○8番（宮下 昌子議員） 全部で11台ですかね。良ければ、どこに配置されるのかというのを教えていただけますでしょうか。

○議長（嶋元 秀司議員） 総務部長。

○総務部長（前方 正広君） よろしいですか。小型動力ポンプが第1分団第2部第3班、第4分団第1部第1班、第5分団第1部第1班、第20分団第1部第4班です。それから、小型動力ポンプ積載車の普通車が、第3分団第1部第1班、第5分団第1部第1班、第10分団第1部第1班、第12分団第1部第1班、第13分団第1部第1班。最後に、軽自動車の積載車のほうが、第4分団第2部第3班、第7分団第1部第1班となっております。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） ちょっと確認いたします。多分、金額的に大きいので、ちょっと財源のほう確認を、言われたかもしれませんが、私が聞き取れなかったのかも、申し訳ないんですけども、これ予算、財源自体が最近確定したから、本議会に提案されたのか。補助金か何か多分あるんでしょうから、そこら辺の詳細を教えていただければ助かります。

○議長（嶋元 秀司議員） 総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 予算につきましては、当初予算に組んでおりました。入札案件でございますので、入札まで結果が分からないので、今回の提案となりました。

○議長（嶋元 秀司議員） 高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） 当初予算にあって、金額が高かったなので、議案に承認を求めるという形での承認案件というような形になるのかな。分かりました。すいません。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は可決することに決定しました。

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 5、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

御手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和 7 年第 4 回上天草市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 10 時 38 分